

公益社団法人日本ホッケー協会 理事会等会議体規程

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程は、当協会の定款第43条により、理事会の運営について定めるほか、執行役員会、本部長会議の運営に関し必要な事項を定め、各会議の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(理事会の出席者)

第二章 理事会

(理事会の出席者)

第2条 理事会には法令及び定款の定めるところにより、理事及び監事が出席して行う。

2 理事会には、必要に応じて、執行役員、本部員、委員、事務局員、その他関係者を陪席させ、説明又は意見を求めることができる。

(理事会の招集)

第3条 理事会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 理事会の招集通知は、原則として理事会開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対し発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

3 前項の招集通知には、会議の日時、場所及び会議の議案を記載し、書面又は電磁的方法により通知するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の欠席)

第4条 やむを得ない理由により理事会に出席できない場合は、あらかじめ招集権者に対し、その旨を通知しなければならない。

(理事会の報告)

第5条 会長及び専務理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令で定められた事項について理事会に報告しなければならない。

2 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会欠席者に対する通知)

第6条 会長は、理事会の議事経過等並びにその結果を欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

第三章 執行役員会

(執行役員会)

第7条 本協会は、日常的な業務執行に関する事項を審議し、決定する機関として執行役員会を置く。

- 2 執行役員会は、理事会の定める基本方針に基づき、本協会の業務執行に関する事項を審議し、必要な決定を行なう。
- 3 執行役員会の構成、権限及び運営に関し必要な事項は、別に定める執行役員規程による。

第四章 本部長会議

(本部長会議)

第8条 本協会は、理事会及び執行役員会の意思を業務執行に反映することや、本部間における情報共有、連携調整及び業務執行に関する協議を行うため、本部長会議を置く。

- 2 本部長会議は、会長、専務理事、本部長、事務局長その他会長が必要と認めた者によって構成する。また必要に応じて本部員、専門委員、事務局員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 本部長会議は、必要に応じて会長又は専務理事が招集する。
- 4 本部長会議は、執行役員会の前段階として、執行役員会で審議する事項の準備、調整及び協議を行う。また、日常業務の処理に不可欠な事項その他執行役員会から委任された事項について、協議、処理及び決定を行う。

第五章 雑則

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の承認を要する。

附則（平成25年4月1日 公益社団法人登記日 第1次制定）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団

法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則（平成27年6月6日 第2次制定）

この規程は、平成27年6月7日から施行する。

附則（令和8年6月20日 第3次制定）

この規程は、令和8年6月20日から施行する。